

被害者参加旅費等のお知らせ

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、日本司法支援センター（法テラス）から旅費、日当など（被害者参加旅費等）が支払われます。

※ 被害者参加を許可されていたとしても、傍聴席で裁判を傍聴した場合は支払われません。

○ 支給される被害者参加旅費等の種類等

裁判所までの「旅費（交通費）」と「日当」が支払われます。

裁判前日や当日に宿泊する必要があると認められるときは、「宿泊料」も支払われます。出席する裁判所等の所在地によって、上限額が異なります（裏面「3 宿泊料について」を参照してください。）。

旅費（交通費）は、原則として「最も経済的な通常の経路・交通手段」で計算されますので、支払われる交通費は実際にかかった交通費と一致しないことがあります。

○ 支払方法

ご指定の口座にお振り込みいたします。

原則ご本人名義の口座とさせていただきますが、預金口座をお持ちでない方や「日本司法支援センター」からの振込みに差し障りのある方は、代理人の口座をご指定いただけます。

※ 法テラスが支給に必要な全ての書類を受け取ってからおおむね2週間ほどで振り込まれます。旅行前のお支払いや現金でのお支払いはできません。

○ 請求方法等

「被害者参加旅費等請求書」に所定の必要事項を記載して、裁判に出席した際に、出席した裁判所へ提出してください。

請求期限は、訴訟手続が終了した日の翌日から30日以内です。

※ 請求書用紙は、検察庁又は裁判所でお渡しします。また、法テラスホームページからもダウンロードすることができます（裏面末尾を参照してください。）。

○ 請求の際に必要なもの（要提出）

- 請求書に記載した現住所が確認できるもの（地番まで確認できるもの）の写し
 - ※ 運転免許証、国民年金手帳、母子手帳、住民票など（氏名及び住所（地番まで）が記載されている部分をコピーしてください。）。
 - ※ 出発地（又は帰着地）が、現住所と異なるときは、出発地（又は帰着地）の住所（地番まで）が確認できるものも併せてお持ちください。
- 通帳、キャッシュカードなどの写し
 - ※ 通帳については、金融機関、支店、種別、口座番号及び口座名義が分かる部分をコピーしてください。
- 有料施設に宿泊する方は、領収証
 - ※ 裁判当日に宿泊する方は、旅行後速やかに裁判所に送付してください。
 - ※ 領収証は写しでも可能です。
- 航空機を利用する方は、領収証（又はインターネットの購入画面の写し等）及び行きの航空券の半券（搭乗券）
 - ※ 帰りの半券は、旅行後速やかに裁判所に送付してください。
 - ※ 領収証及び往復の航空券の半券（搭乗券）は写しでも可能です。

裏面もお読みください

1 旅費（交通費）について

現住所～裁判所間の往復にかかった鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃のほか、これら以外の区間は、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。

- 鉄道を利用する場合、片道の利用区間が100km以上のときは、運賃のほかに、特急料金が支払われます。
- 離島や遠隔地から来られる場合など、航空機を利用する必要があると認められる場合には、航空運賃が支払われます。

航空機を利用する場合には、原則として「往復割引の航空券」を購入していただくようご協力ください（帰りの便を予約しなくても購入できます。）。なお、マイレージやパック旅行のご利用はお控えください。

- バス・タクシー・自家用車等を利用して来られる場合でも、所定の鉄道運賃や距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。

自家用車等を利用した場合のガソリン代、高速道路や有料道路、駐車場の料金などは支払われませんので、ご注意ください。

なお、天災、障がいなどの理由で公共交通機関の利用が困難な方は、実際に利用した交通手段の費用の支給が認められる場合があります（支払には、実際に利用した交通手段の費用の支払を証明するに足りる資料（領収証等（写しも可））、及び天災、障がいなどの事情を証明する資料（前者は公共交通機関発行の遅延証明書等（写しも可）、後者は障がい者手帳等（写しも可））が必要となります。）。

2 日当について

- 公判期日等への出席及びそのための旅行に必要な日に対して、1日当たり1,700円の日当が支払われます。

3 宿泊料について

- 裁判前日や当日に宿泊する必要があると認められるときは、1泊につき別紙「宿泊基準額」を上限（出席した裁判所等の所在地により異なります。）とした実費が宿泊料として支払われます。
- 有料施設以外に宿泊された場合には、宿泊料は支払われませんのでご注意ください。

4 旅費等が支払われない場合

以下に該当する場合、被害者参加旅費等の全部又は一部が支払われません。

- ・ 証人として裁判に出席される方が裁判所から証人旅費等の支給を受ける場合など、他の法令の規定による旅費等の支給を受ける場合
- ・ 被害者参加を許可されていたとしても、傍聴席での傍聴で終えた場合など、裁判手続上、「出席」扱いとならなかった場合（被害者として優先的に裁判を傍聴できる制度を利用した場合を含む。）
- ・ 被害者参加旅費等の請求に必要な書類の提出ができない場合

お問合せ先

- 被害者参加旅費等の請求手続に関しては、裁判を担当する検察庁又は裁判所までお問い合わせください。
- 被害者参加旅費等支給制度に関するお問合せは、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤル、各地の地方事務所、ホームページ内でもご案内しております。
 - ・ 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714
(受付時間 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00、IP電話からは03-6745-5601)
 - ・ 法テラスホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>